

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月25日（月）午後1時30分から午後3時15分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏 名	備 考	議席番号	氏 名	備 考
1 番	石 井 康 三	(会長代理)	7 番	樹 森 信 雄	(会長)
2 番	川 野 辺 辰 美		8 番	澁 澤 吉 明	
3 番	野 口 啓 子		9 番	奥 澤 文 夫	
5 番	増 田 一 幸		10 番	渋 沢 真 弘	
6 番	漆 原 利 征		11 番	増 田 利 夫	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 久 保 弘 之
係 長 清 水 信 吾
主 任 石 川 諒 太 （書記）

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、5月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、9名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	と思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	8番 澁澤吉明委員、10番 渋谷真弘委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知は奥澤文夫委員、根岸一文推進委員、
	齋藤一利推進委員より出されております。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。
	それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明
	いたします。
	受付番号243号ですが、譲渡人は、高齢で耕作ができないため、
	譲受人へ売買を行うものです。申請地は譲受人の自宅に徒歩数分の
	場所に位置しています。申請事由は農業経営拡張であり、問題ないと思
	われます。
	受付番号244号ですが、譲渡人は健康状態から耕作が難しいため
	譲受人へ売買を行うものです。申請地は譲受人の自宅から自動車で
	10分程の場所に位置しています。申請事由は農業経営拡張であり、
	問題ないと思われます。
	受付番号245号ですが、譲渡人は、今後の農地管理ができないため、
	譲受人へ売買を行うものです。譲受人は市外に居住していますが、
	この後審議いただきます農地法第5条の許可申請を、本申請地に隣接
	した農地に同時申請しています。最終的には、本申請地を家庭菜園、
	隣接地を住宅用地として一体利用する計画となります。申請事由は
	自家消費野菜作付であり、問題ないものと思われます。
	そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと
	思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して
	いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
8番	受付番号243号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等
	の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 農地取得後は、耕作いたします。
	2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。

	1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用 3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
3 番	受付番号 2 4 4 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 1. 農地取得後は、耕作いたします。 2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用 3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
1 番	受付番号 2 4 5 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 1. 農地取得後は、耕作いたします。 2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用 3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願いますが、その前に事務局から補足説明がありますので、まずはお聞き取りください。
事務局	受付番号 2 4 5 号について補足説明です。譲受人は、本案件の申請地のすぐ隣の農地に自己用住宅を建てるべく、議案書 4 ページの受付番号 2 5 4 号で農地法第 5 条の許可申請を同時に出しています。ここでの留意点ですが、農地法第 3 条の許可は農業委員会が行うため、本来は本日付の許可となります。しかし農地法第 5 条の許可は県知事が行うため、許可は来月中旬頃を見込んでいます。つまり、自己用住宅の許可が出る前に本申請の許可が出るような流れになります。しかしここで万が一、諸事情で自己用住宅の申請の取下げや不許可等が起こると、本申請だけが取り残されるという懸念があります。 この点を考慮し、事務局から提案となります。受付番号 2 4 5 号の案件については本日付の許可とせず、受付番号 2 5 4 号の自己用住宅の 5 条許可と同日での許可とすることを前提に、検討いただきたいと思います。なお、許可日の調整以外において、2 4 5 号は問題ないもの

	と考えます。以上、ご検討をお願いいたします。
議 長	もしご質疑・ご発言がございましたら、よろしくお願いします。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	なお、先ほど事務局から補足説明のあったように、受付番号２４５号の案件を除いた、２４３号と２４４号を先に採決を行い、その後に
	２４５号の採決を別に行います。
	それでは採決を行います。ただいま議題となっている議案第１号
	農地法第３条の規定による許可申請のうち、受付番号２４３号と
	２４４号の案件については担当委員の報告のとおり許可することに
	賛成の委員は、「起立」願います。
	(起立全員)
	起立全員でありますので、議案第１号 農地法第３条の規定による
	許可申請のうち、受付番号２４３号と２４４号の案件については、
	許可することに決定いたします。
	続いて受付番号２４５号の案件について採決を行います。ただいま
	議題となっている議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請の
	うち、受付番号２４５号の案件については、「同一の譲受人による、
	隣接する農地の転用許可と同日付で許可」することに賛成の委員は、
	「起立」願います。
	(起立全員)
	起立全員でありますので、議案第１号 農地法第３条の規定による
	許可申請のうち、受付番号２４５号の案件については、「同一の譲受人
	による、隣接する農地の転用許可と同日付で許可」することに決定
	いたします。
(議案第２号)	引き続き、議案第２号 農地法第４条の規定による許可申請について
	を議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告
	をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第２号 農地法第４条の規定による許可申請についてご説明
	いたします。
	受付番号２４６号は、自己用住宅の拡張を行うものです。
	申請者は相続で土地を取得しましたが、相続手続きの中、自宅の一部が
	農地であることが分かりました。さらに詳しく調べると、昭和４５年
	以前から宅地利用していたことも判明したため申請を行うものです。
	農地の区分につきましては、農地の広がり概ね１０ha未満になる
	「第２種農地」と判断しました。
	受付番号２４７号は、自己用住宅の拡張を行うものです。
	申請者は相続で住宅用地を取得しましたが、調べたところ地目が農地で
	あることが分かりました。さらに詳しく調べると、昭和４５年以前から
	宅地利用していたことも判明したため、申請を行うものです。
	農地の区分につきましては、農地の広がり概ね１０ha未満になる
	「第２種農地」と判断しました。
	また、これら追認ですが、昭和４５年８月２５日を境に都市計画法に

	より、市街化区域と市街化調整区域が線引きされたもので、この日を基準として、この日以前に宅地等の利用が昭和45年当時の航空写真等で確認できれば、「追認」という形で転用の許可を行うということになっています。 そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。 以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
11番	受付番号246号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 亡き夫の相続手続きを進める中で、住まいの北側に農地があることを知りました。夫と結婚以来、現宅地の裏側に農地があることは聞いておらず、宅地と一体で利用してきております。この場所は、結婚以来屋敷林として木々がありましたが、住宅を増築する際に伐採を行っております。申請地を従来の通り宅地として利用したく、農地転用の許可申請を行うものです。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
5番	受付番号247号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 昭和45年以前から建物が現存しており、これからも現況のまま使用しますので、正式に許可を受けるため申請するものです。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。 ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。 （発言なし） 特に発言もないようですので採決に移ります。 ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。 （挙手全員） 挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。 （議案第3号） 引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明
いたします。
まず初めに訂正事項がございます。議案書4ページにある受付番号
251号の自己用住宅の案件につきましては、書類不備がございました
ため、審査保留といたします。従いまして、今月の審査はございま
せんので、よろしくお願いいたします。
受付番号248号は、ボーリング調査による一時転用を行うものです。
譲受人は県外で主に太陽光発電事業を行う法人です。今般、蓄電池の
設置の計画があり、その前段階としてボーリング調査を行うため、
一時転用申請をするものです。
農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる
「第2種農地」と判断しました。
受付番号249号は、自己用住宅を設けるです。
譲受人は現在、市外のアパートに居住していますが、住宅を建築すべく
土地を探したところ、本申請地を見つけたので申請をするものです。
農地の区分につきましては、東武鉄道南羽生駅から1km以内に位置
する「第2種農地」と判断しました。
受付番号250号は、自己用住宅を設けるものです。
譲受人は現在、市外のアパートに居住していますが、子どもが大き
なり手狭になったため住宅を建築すべく土地を探したところ、本申請地
を見つけたので申請をするものです。
農地の区分につきましては、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい
区域に近接する農地で、「第2種農地」と判断しました。
受付番号252号は、議案第2号の受付番号247号と同一敷地に
あり、自己用住宅の拡張を行うものです。
譲受人は長年住宅用地として利用していましたが、調べたところ地目が
農地であることが分かりました。さらに詳しく調べると、昭和45年
以前から宅地利用していたことも判明したため、申請を行うものです。
農地の区分については、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種
農地」と判断しました。
受付番号253号は、太陽光発電施設を設けるものです。
申請地は太陽光を遮るものが少ない良好な日射量の点、既存電柱を
活用し節約できる点、整地費用が安価である点、等の条件に合うこと
から、本申請を行うものです。
農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる
「第2種農地」と判断しました。
受付番号254号は、自己用住宅を設けるものです。
本案件は議案第1号の受付番号245号の譲受人・譲渡人と同一で
245号の隣接地が本申請地になります。
譲受人は市外に居住しています。将来を考え、住宅の建築を計画した
ところ、本申請地を見つけたため申請するものです。
農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の
集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。
第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請

	事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」の例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われます。 そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。 以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
6 番	受付番号248号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由が記載されていますので朗読いたします。 蓄電池を設置する計画があり、事前にボーリング調査を行うために申請するものです。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
2 番	受付番号249号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、市外の賃貸住宅に住んでおりますが、妻は産休に合わせて実家に帰り、両親のサポートを受けています。将来、現在の住まいが手狭になることを考え専用住宅の建設を決めました。妻の親戚が住んでいる地区の近辺の市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ、本申請地を見つけ申請するものです。近隣に商業施設も多く、幹線道路に接しているので車通勤にも便利な場所と考えております。 続きまして、受付番号250号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、市外の賃貸住宅に住んでおりますが、子どもが大きくなり、住居が手狭になったので、専用住宅の建設を考えました。そこで、勤務先の中間にある羽生市の市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ、本申請地を見つけ申請するものです。近くに保育園があり、何かと便利なところであると考えております。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
5 番	受付番号252号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。

	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	昭和４５年以前から建物が現存しており、これからも現況のまま使用しますので、正式に許可を受けるため申請するものです。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
１０番	受付番号２５３号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	１．太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。
	２．設置後の土地の維持管理を徹底します。
	３．諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。
	４．フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。
	５．その他、行政から指導があった際は速やかに従います。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
１番	受付番号２５４号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、市外の賃貸住宅に妻と住んでおりますが、将来を考え専用住宅の建設を決めました。仕事で東北自動車道を利用することから、高速のインターチェンジのある羽生市の市街化区域で探しましたが、見つからず、市街化調整区域に広げたところ、本申請地を見つけ申請するものです。近隣に住宅も多く、保育園も近くにあり何かと便利なところであると考えております。なお、残地については家庭菜園として取得する予定です。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	ここで休憩をはさみ、その後、議案第４号の審議に入ります。
	（休憩）

(議案第 4 号)	続きまして、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）について
	を議題といたします。当該計画（案）については、農地中間管理事業
	の推進に関する法律第 19 条第 3 項に基づき、羽生市長から意見を
	求められております。ただし、別刷りで左上に記載のあります、
	A と B の案件については農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に
	よる議事参与の制限に該当する案件でありますので、審議採決に際し
	ましては、 、 、以上の 2 名の退席を 求めることになります。それでは、事務局の報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案書別紙、左上に議案第 4 号と書かれている資料をご覧ください。
	資料の「農地利用集積等促進計画」は、農地中間管理機構である埼玉県
	農林公社が土地の所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出す計画
	です。この計画を作成する場合、農業委員会の意見を聴くことと法律
	に定められていることから、今回ご審議をお願いするものです。
	計画には、左から土地所有者の氏名、住所、貸し出す農地の所在、
	農地が該当する地域計画の区域名、現在の耕作者、今回農地を借り
	受ける耕作者、貸借期間や賃料など、設定する権利の情報が記載されて
	います。現在の耕作者の欄については、新規または契約の更新の場合は
	空欄になっています。今回は令和 8 年 8 月 1 日から貸借を開始するもの
	になります。本議案では合計 111 筆、面積は 126,240.12㎡
	となっております。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
議 長	以上で、事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの説明に対し、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げ
	ましたとおり、議事参与の制限等に該当する案件があります。まずは
	議事参与の制限等に該当しない案件である、別刷りの A と B の案件を
	除いた案件を先に審議を行います。なお、A と B を除いた案件に
	ついては以後「議事参与の制限等に該当しない案件」と呼称して議事
	を進めていきますので、ご了承をお願いします。それでは、議事参与
	の制限等に該当しない案件について、ご質疑・ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画
	（案）のうち、議事参与の制限等に該当しない案件については、原案の
	とおり承認することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画
	（案）のうち、議事参与の制限等に該当しない各案件については、
	原案のとおり承認することに決定いたします。
	続いて、別刷り A の案件について審議を行います。こちらは「
	」が議事参与の制限等に該当する案件になりますので、「
	」の退席をお願いします。
	（ 退席）
	それでは、A の案件について、ご質疑・ご発言を願います。

	(発言なし)
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第４号 農用地利用集積等促進計画
	(案)のうち、Aの案件については、原案のとおり承認することに
	賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第４号 農用地利用集積等促進計画
	(案)のうち、Aの案件については、原案のとおり承認することに
	決定いたします。
	続いて、別刷りBの案件について審議を行います。こちらも議事参
	与の制限等に該当する案件になりますので、「」の入
	室をお願い、「」の退席をお願いします。
	(入室、退席)
	それでは、Bの案件について、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第４号 農用地利用集積等促進計画
	(案)のうち、Bの案件については、原案のとおり承認することに
	賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第４号 農用地利用集積等促進計画
	(案)のうち、Bの案件については、原案のとおり承認することに
	決定いたします。「」の入室をお願いします。
	(入室)
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。
	続いて、事務局より報告事項がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項１ 農地法第５条第１項第６号の規定による届出書の確認に
	ついてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が
	伴う転用を行う場合に届出を行うものです。
	店舗敷１件、駐車場敷１件、住宅敷１件でございました。
	報告事項２ 農地法第５条の規定による許可申請の取下げについて
	でございますが、こちらは、農地法第５条の許可申請を行ったものの、
	諸事情から取下げを行うものです。１件でございました。
	報告事項３ 農地の改良に係る届出書の確認についてでございますが、
	面積１，０００㎡未満の農地改良の場合は県知事の許可ではなく、
	届出として処理するものになります。４件でございました。
	報告事項４ 農地法第１８条第６項の規定による通知についてで
	ございますが、これは農地法や利用権設定・中間管理事業等に係る
	農地の貸し借りの合意解約となります。２２件でございました。
	報告事項５ 農地法の規定による許可一覧についてでございますが
	これは県許可のありました４月分でございます。５条が８件ござい
	ました。
	報告は、以上です。続きまして、諸連絡です。
	お手元の出納帳をご覧ください。こちらは令和７年度のクラブ積立の

	出納記録になります。なお、全国農業新聞の３月までの購読代の請求が ４月に入ってからとなったため、便宜上４月までを７年度として計上 しました。この出納記録について、監事である小室推進委員さんと 野口委員さんに監査をお願いしたところ、ご覧のとおり適正である ことを確認いただきましたので報告です。なお、通帳の原本を確認 されたい方は事務局で保管してありますので、終了後に声掛けを お願いします。
	続きまして、令和８年度最適化活動の目標の設定等についてです。 農業委員会による最適化活動の実施について、その透明性を確保する 観点から、最適化活動の目標を設定しております。ご覧のとおり 令和８年度の目標を設定し、県へ報告するものです。
	続きまして、お手元の緑の羽根をご覧ください。毎年この時期に緑の 羽根の募金運動が行われています。農業委員会では、緑の羽根で１人 につき１００円をクラブ積立金から拠出し寄付を行っています。今年も 例年通り、１００円×２４人の２，４００円をクラブ積立金から寄付を 行おうと思いますのでよろしくお願いいたします。
	続きまして、農地相談会についてです。 今月の相談会の担当委員は、川野辺委員、野口推進委員となります。 日程は５月２８日木曜日の午後１時３０分となっております。 来月の相談会の担当委員は、増田一幸委員、小室推進委員となります。 日程は６月２９日月曜日の午後１時３０分となっております。 当日の都合がつかない場合は事務局まで連絡をお願いいたします。
	続きまして、定例農業委員会の日程についてです。 来月６月の定例農業委員会の日程でございますが、６月２５日木曜日 午後１時３０分を予定させていただきます。会場は３０２会議室を予定 しておりますので、日程調整のほどよろしくお願いいたします。
議 長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、 ここに署名する。	
令和 ８ 年 ５ 月 ２ ５ 日	
会 長 _____	
署名委員 _____	
署名委員 _____	